

官総 10-21
令和3年2月4日

全国間税会総連合会
会長 大谷 信義 殿

国税庁総務課長
細田 修一
(官印省略)

テレワーク等の徹底について（依頼）

平素から税務行政に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

2月2日に、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県について緊急事態措置を実施すべき期間が3月7日までに変更されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されました。今回の基本的対処方針の変更においては、従来の取組を継続、徹底することとされましたが、テレワーク等については出勤者数の7割削減を目指し、接触機会の低減するため、「強力に推進」から「更に徹底」するよう変更されました。

これまでの間の状況をみると、人と人との接触機会の削減は必ずしも十分ではなく、例えば、1月末の駅の人流データによれば、昨年の感染拡大以前と比較し、昨年春の約7割減少に対し、依然、首都圏で約4割の減少、関西圏で3割の減少にとどまっており一層の取組が求められ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から当庁宛に周知依頼が参りました。

つきましては、貴会におかれましても、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大防止に引き続き取り組んでいただけるよう御協力をお願い申し上げますとともに、会員の皆様に対しましても、周知を行っていただけますようお願い申し上げます。